

福翁百話

福澤 謙吉

二
三

內匠
卷之三

福翁百話

「七十七」

子孫身體の永續と如何せん

福澤諭吉

新に身を立て家を興す者は必ず心身屈強の人にして、昔經常百難を経て遂に素志を達したるみどなれば僅合ひ富貴に居るも昔年を忘れずして能く生計を保むのみならず其身體の養生法にても少壯の時を想起して高らざるが故に若して尙は健強なる者多しと雖も一代目の子女は則ち然らず富貴の家に生れて富貴の衣食を衣食し家計の入を知らずして出を爲し假令ひ法外に逸せずとも上流社會固有の習慣に調せられて所謂貴公子令嬢なるを免かれず其交際萬端に費用多くして往々父母を憚かずふどあるも固より大家の會計を輕重するに足らずとも娘の如くは尙ほ是れも宜し其れも苦しからずて親子の間一怕も大目に遭遇す其中に爰に最も悲しむ可きは其貴公子令嬢が身體の健康を失ふの一事なり家に居らざるの數なれば是れも宜し其れも苦しからずて親子の間に度數の如除は自然に出来て空すれば則ち牛乳來り五玉水り茶にコップにてパンにベタに飯に汁に冷肉に白腹の欲する所に從て意の如くならざるはなし朝の食事と乗れば車に乗て學校に行くか自宅に教師を招て讀書課業等の積古に半日を費し晝の料理、晝の脚部、筋肉筋膜等に關じて來るのみならず口に通せされば更らは命じて好む所に飽き病は長老に其我體を咎められば歎して想と何ぞ食せナして附情を張るか又は胸に從て陰に背くのみ年齢を長ずるに従て運動も亦漸く減却すると共に飲食の慾は却て増長して男子は酒に醉ひ烟草に中りて頭痛を訴へ女子は甘きものに駆致して胃痛に罹し筋肉弛緩して皮膚光澤を失ひ顔色紅ならずして黒く、白からずして青く平生の滋味に富む其割合は大體後して三四里の路を歩行すれば翌日は疲勞して病人に異ならず又或は狂壯に誇る若紳士の仲間に遊保競走等の大運動なきに非されども然するに馬きものは殆ども亦易くして大抵皆水漬せテ風に曝ヒて熱するときは風熱と口實に馬食牛飲以て脛骨を折ヒ、所得損を差引勘定して空しきものも少なからず之をするに今之富貴の子は飽食肥衣安樂逸居の爲めに身體を苦しむ其死するや餓死に非ずして餓死する者と云ふ可し斯る體質の男女にして子を産めば其子の體質は更に偏屈なると共に家人の體質は次第に半死半生の世界に陥り四世五世の後は其體質常に子體なきに至るや體た變じて嘔吐せし體質の他人なしむを得ぬ左が如し心肺しき次第ならずや故に吾々は素より財

造船規程
社説

政府は昨年第九議會の議決を経て航海獎勵法と發布したりしに其結果は謀想の外にして遂に航運振興の有様を呈し、獎勵規定の獎勵金と専門とする船舶種々出来の興味なるより斯くては容易なる次第なり獎勵の金額には古から限りありて、遂に世間の話に應するるど能は少くて法律中に獎勵金を受く可き船舶は運輸大臣の定むる造船規程に合格しなるものに限ると制限わたりさるに、其制限と窮屈にして成る可く獎勵金の支出をするを幸に其制限と窮屈にして成る可く獎勵金の支出を施行の今日に至りて第一に指むる屈する士佐丸さへも合格観東少くせんどの說ありしかば、我輩は大に其不都合を論じたりさるに、然るに造船規程はいよいよ定まりて、いよいよ造船規程にて第一に指むる屈する士佐丸さへも合格観東の規定により、然るに造船規程は一度もながる可しと云ふ目下我國にて多數の船舶を有するものは日本郵船、日立社なども同會社にて第一に指むる屈する士佐丸さへも合格観東なしと云ひ又由日丸の如きも検査を請負したれども其國にて見慣りたれども現在の船舶中にては、規程に合格して金を受く可きものは一度もながる可しと云ふ目下我國にて多數の船舶を有するものは日本郵船、日立社なども同會社にて第一に指むる屈する士佐丸さへも合格観東なしと云ひ又由日丸の如きも検査を請負したれども其規程頗る嚴密にして殆んど船體を解剖し検査を終りて鑑復を加ふるに凡そ一個月を費したる萬結果は不合格に附しなり或は修復を施して其缺點を改めたれば合格を得べき年数には自から限りあるが故に、速も勘定に合はざるよし又同社より外國に注文したる新造船の如きも造船規程発布の爲めに中途にて構造を變更して算算外の費用を要したりと云ふ抑も外國航海の獎勵は、讀者の風に囁へたる所にして世間に於ても次第に其必要を認めて一般の輿論と爲り遂に議會の問題に現はれて政府の發案を促し、昨年に至りて漸く其實を見たるものには誰も周したる所なりしに何ぞ國らん政府は窮屈なるに違ひたるみどなれば其效果して空しからず既成の會社は申す迄もなく新に船舶を製造し海外の航海に從事せんとするもの様々發起して其計畫甚だ盛に此勢を以てすれば我航海業の前途、日を期して待つ可しとて大に躍進を期したるにも拘はらず我國の船舶中には一隻も其規程と發して法律に於ては獎勵を精神としながら實際着手したる當業者の迷惑は勿論、我航海業の前途を如何にすときや若しも此僅にして止まんには折角發せんとする外觀の氣運は全く挫折して既に歐洲技術な國の領地も中止を見るに至るやも知る可らず、航海獎勵法は日本に於ける一片の空文に終らんのみ思ふに職員が國民の興味を代表して航海獎勵の必要を認め、政府の設案を足して其本意を達せしものに極めて大いかなど、是の水運法を非難するに非ずと雖も其水運を謀ると共に子孫の體質をも永續せしむ人と金と相輔れ少して永久に存するの法を開かれるみを財産家の本意なれど敢て子孫の水運法を開告するものなり。

○大喪に關する御沙汰
付大臣他長官へ昨日左の通り御沙汰わらり
由に承る
の御體は將來の表準とも相成るべきに付一
惊忠愛の感情に任せ經費を費らす奢張盛大
考の御體に想起するに至るときは却て皇妣
達のみならず則を後見に盡る所以にあ
り宜く預め恰當の期限を立て莊重に之を執
○御發棺と御埋棺の
御期日

せら
時臣^{ヒトビ}
に失
の體^{トボシ}
らま
行す^{カクス}

内閣書記官　外務書記官　太政大臣
内閣書記官　外務書記官　太政大臣
内閣書記官　外務書記官　太政大臣

○大喪使事務官
皇后兩陛下には皇太后陛下の御葬儀と御
へ行幸啓わらせ給ふの御都合なるも御機
東京御發棺の翌日を以て御輦籠わらせら
着數同所御一治の御定なりと承はる
成るやも測り難しとなり又御靈輦の當日
九日午後四時を以て皇太后陛下御入棺
様を行はせらるるとに御怡定相成りた

同列に
様に依
る。御
は名古

青山御所仕事の上りで、中川新右衛門は金三百八十四両を以て奉り、明十八日は御式を行はせた。